

運輸安全委員会は、令和5年6月29日(木)、120件の船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

区分	事故:重大2、重大・軽微以外41、軽微52 計95件	インシデント:重大0、重大・軽微以外2、軽微23 計25件
事故等種類(件)	死傷等18、衝突25、乗揚19、衝突(単)15、転覆8、火災4、 浸水4、沈没1、爆発1	運航不能21(機関故障12、推進器故障2、燃料供給不能5、燃 料不足1、電源喪失1)、運航阻害1、座洲3
関係船舶(隻)	漁船36、プレジャーボート26、貨物船20、水上オートバイ4、 遊漁船8、引・押船3、非自航船5、旅客船10、作業船9、公用船3、 その他1 計125隻	プレジャーボート15、旅客船1、貨物船2、漁船3、遊漁船3、 水上オートバイ1 計25隻
死傷者等(人)	死亡8、行方不明2、重傷11、軽傷23 計44人	

上記事故のうち、東京(委員会事務局)及び横浜事務所の船舶事故調査報告2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 遊漁船A(17トン) 遊漁船B(4.99トン) 衝突

千葉県いすみ市東南東方沖において、南進中の遊漁船が漂泊中の遊漁船に衝突し、釣り客1人が死亡した

② 液体化学薬品ばら積船A(498トン) 遊漁船B(4.8トン) 衝突

御前埼南東方沖において、液体化学薬品ばら積船が西進中、遊漁船が南東進中、両船が衝突し、釣り客1人が重傷を負った

海難防止への
インフォメーション

① 遊漁船A(17トン) 遊漁船B(4.99トン) 衝突

(千葉県いすみ市東南東方沖において、南進中の遊漁船が漂流中の遊漁船に衝突し、釣り客1人が死亡した)

【事故概要】

千葉県いすみ市東南東方沖において、遊漁船A(17トン、1人乗組、釣り客9人乗船)は、釣り場に向けて南進中、また、遊漁船B(4.99トン、1人乗組、釣り客2人乗船)は、遊漁の目的で漂流中、両船が衝突し、A船の船首部がB船に乗り揚げ、B船の釣り客1人が死亡した。

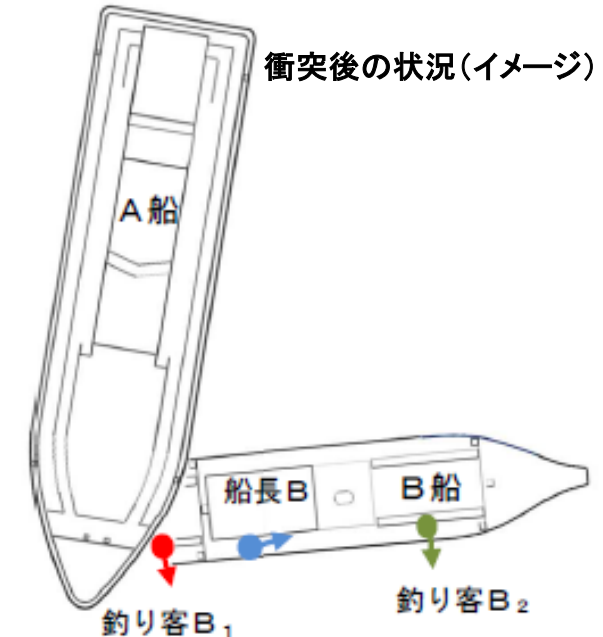
【発生日時】 令和3年5月20日 09時42分ごろ

【発生場所】 千葉県いすみ市東南東方沖

【死傷者】 死亡1人(B船:釣り客)

【損傷等】 A船:船首部外板に擦過傷等
B船:後部甲板張り出し部が脱落等

衝突後の状況(イメージ)



《原因・背景等》、

- ◎ 船長Aは、船首方に航行の支障となる船舶はいないと思い、操舵室後方で、釣り道具の整理を行いながら航行を続けたため、船首方にB船が漂流していることに気付かなかった
- ◎ 船長Bは、右舷甲板の釣り客の様子とGPSプロッター及び魚群探知機を見ながら、船体位置調整に意識を向けていたため、A船が接近していることに気付くのが遅れた
- 船長Aは、遊漁船が集まっているポイントが気になっており、左舷正横方から左舷船首方にかけて漂流して遊漁中であつた4隻の動向に意識を向けていた
- 船長Bは、ふだん漂流中の自船を航行中の他船が避けており、本事故当時も他船が自船を避けると思い、周囲の見張りに対する意識が低下していた

《再発防止策》

(船長又はその他の当直者)

- (1) 航行中、常時周囲の見張りを行うとともに、特定の作業に気を取られることなく、操船に集中すること
- (2) 船長又はその他の当直者は、漂流中であっても常時周囲の見張りを行い、接近する船舶を認めた場合は、航行中の他船が避けてくれると思わず、必要に応じて衝突を避けるための措置を採ること
- (3) 船長又はその他の当直者は、目視と併せてレーダーのレンジを適切に切り替えるなどして他船の接近を確認すること。

海難防止への
インフォメーション

② 液体化学薬品ばら積船A(498トン) 遊漁船B(4.8トン) 衝突

(御前埼南東方沖において、液体化学薬品ばら積船と遊漁船が衝突し、釣り客1人が重傷を負った)

【事故概要】

御前埼南東方沖において液体化学薬品ばら積船A(498トン、6人乗組、メチルエチルケトン約810t積載)は愛知県名古屋港に向け西進中、また、遊漁船B(4.8トン、1人乗組、釣り客1人乗船)は遊漁の目的で南東進中、両船が衝突し、B船の釣り客が負傷した。

【発生日時】 令和4年3月25日 06時32分ごろ

【発生場所】 静岡県御前崎市御前埼南東方沖

【死傷者】 **重傷1人(B船:釣り客)**

【損傷等】 A船: 右舷船首部外板に擦過傷

B船: 船首部に圧壊

《原因・背景等》

- ◎ 航海士Aは、B船がいずれ左転するものと思い、B船を避けて右転すると御前埼に接近してしまうと考えて右転をためらい、同じ針路及び速力で航行を続けた
- ◎ 船長Bは、A船がB船を避けると思い、他船を見ながら同じ針路及び速力で航行した

《再発防止策》

- (1) 操船者は、複数の小型船舶を同位付近に認めた場合、全ての小型船舶が同じ行動を取るとは思わず、1隻ずつ衝突のおそれを的確に判断し、衝突を避けるための措置を採ること
- (2) 操船者は、航行中に接近したくない地域があったとしても、その地域に対する避険線を適切に設け、正確な自船の船位を把握し、避険線までの余裕を算出して操船の幅を持ち、いたずらに操船に制限をかけないこと
- (3) 小型船舶の操縦者は、他船と接近する場合、他船が避けると思ったとしても、安全に通過するまで継続して他船に対する見張りを行うこと
- (4) 小型船舶の操縦者は、同乗者がある場合、やむを得ずに急激な操縦をすること、及び気象等の外力の影響により船体姿勢が崩れることに備え、周囲につかまることができない場所に同乗者を配置しないこと

